

令和6年3月7日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

1 日 時 令和6年3月7日（木）

午前9時56分から午前11時38分まで

2 場 所 第2委員会室

- 3 事 件**
- (1) 議案第34号 宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (2) 議案第44号 宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件
 - (3) 報 告 農業振興地域整備計画について
 - (4) 報 告 成長産業推進協議会の今年度の取組についての報告
 - (5) 議案第35号 宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件
 - (6) 議案第45号 工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）
 - (7) 議案第36号 宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件
 - (8) 議案第37号 宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
 - (9) 議案第46号 恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件
 - (10) 議案第38号 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
 - (11) 議案第39号 宇部市水道条例中一部改正の件
 - (12) 議案第40号 宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件
 - (13) 議案第50号 損害賠償の額を定める件

4 出席委員（9名）

委員長	早野 敦君	副委員長	山下 則芳君
委員	荒川 憲幸君	委員	射場 博義君
委員	笠井 泰孝君	委員	木原 大介君
委員	新村 秀雄君	委員	林 豊廣君
委員	三好 保雄君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第34号 宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に

関する条例の一部を改正する条例制定の件

産業経済部

部長	濱田修二君
次長	林孝之君
次長	森本哲也君
次長	石津宜孝君
水産振興課長	谷信幸君
同課副課長	落合博文君

(2) 議案第44号 宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件

(3) 報告 農業振興地域整備計画について

産業経済部

部長	濱田修二君
次長	林孝之君
次長	森本哲也君
次長	石津宜孝君
農業振興課長	中村大吾君
同課主幹	富田宜孝君
地域ブランド推進課長	杉山孝博君

(4) 報告 成長産業推進協議会の今年度の取組についての報告

産業経済部

部長	濱田修二君
次長	林孝之君
次長	森本哲也君
次長	石津宜孝君
成長産業創出課長	中村勇一郎君
同課副課長	新原英宜君

(5) 議案第35号 宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
都市計画課長	金子豊君
同課副課長	青木信之君

(6) 議案第45号 工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
中心市街地活性化推進課長	野村康雄君
同課副課長	上田靖之君

(7) 議案第36号 宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件

(8) 議案第37号 宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
住宅政策課長	高下秀秋君
同課副課長	高橋智宏君
同課副課長	渡邊哲文君

(9) 議案第46号 恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
公園緑地課長	青山剛君
同課副課長	盛重佳孝君
同課計画管理係長	大島隆史君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長 荒武則弘君

(10) 議案第38号 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条

例の整理に関する条例制定の件

土木建設部

部長	村上守君
次長	岡本茂樹君
次長	福田宗弘君
下水道経営課長	國司哲也君

同課副課長 中 尾 和 武 君
同課副課長 幸 明 幸 雄 君
水道局
次 長 中 村 浩 二 君
次 長 石 川 一 清 君
交通局
局 長 大 谷 唯 輝 君
交通事業課長 八 木 巧 君
(11) 議案第39号 宇部市水道条例中一部改正の件
水道局
局 長 秋 田 浩 二 君
次 長 中 村 浩 二 君
次 長 石 川 一 清 君
総務企画課長 濱 原 資 彦 君
同課副課長 大 林 裕 幸 君
(12) 議案第40号 宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件
(13) 議案第50号 損害賠償の額を定める件
交通局
局 長 大 谷 唯 輝 君
次 長 村 上 正 和 君
交通事業課長 八 木 巧 君
同課副課長 古 谷 信 弘 君
同課総務財政係長 松 本 敏 哉 君

8 事務局職員出席者

書 記 川 村 真由美 君

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（早野 敦 君） 皆さん、おはようございます。

少し早いですが、おそろいになられましたので、始めたいと思います。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはございません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦君） それでは、まず、議案第34号宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。産業経済部です。

議案第34号宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

執行部 それでは、議案第34号宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明いたします。

議案集121ページの議案第34号を御覧ください。

本議案は、令和5年5月26日に漁港漁場整備法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることから、改正を行うものです。

改正の内容としましては、漁港漁場整備法の法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律となつたことから、同法が引用されている宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の条文を新しい法律名に改正するものです。

また、今回の改正に伴い、宇部市漁港管理条例第12条に規定する占用料の徴収について対象者が増えたことから、改正等をするものです。

最後に施行日ですが、漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行と合わせた令和6年4月1日を予定しています。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第44号宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第44号宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件について御説明を申し上げます。

議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせますけれども、その前に私のほうから少し御報告をさせてください。

既に報道等により、御存知のことと思いますが、2月に私どもで行いました、楠こもれびの郷くすくすの湯の水質検査におきまして、基準値10と同じ値のレジオネラ属菌が検出されたことで、現在、くすくすの湯を閉鎖し、改めて洗浄消毒を行うとともに、宇部環境保健所や洗浄消毒の専門業者の知見をお借りしながら原因の究明を行っているところでございます。

委員の皆様にも御心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

このたび、菌検出の後に、改めて指定管理者の対応等につきまして確認をいたしましたが、指定管理者が定められた洗浄、消毒を厳守して実行しており、また菌検出後の対応も迅速かつ適切であったと考えておりますので指定管理者側の人的な要因はないものと考えておりますので、指定管理者の指定に関します本議案につきましては、内容を変更することなく提出をいたしているところでございます。

詳細につきましては議案の内容と併せまして、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 農業振興課です。それでは、御説明いたします。

まず、お手元の議案第44号宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件を御覧ください

い。

最初に、施設の名称ですが、名称は宇部市楠こもれびの郷です。

次に、指定管理者の候補者ですが、団体名は楠むらづくり株式会社。

代表者は、代表取締役平本正亨となっております。

次に、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

選定理由ですが、宇部市楠こもれびの郷の指定管理者の候補者の選定に当たり、3団体からの応募があり、令和6年1月17日に開催した、宇部市楠こもれびの郷指定管理者選定委員会において、各委員が審査基準に基づき、総合的に評価、選考されました。

選定委員は5人、委員会は、山口大学工学部大学院准教授、弁護士、中小企業診断士、山口県美祢農林水産事務所農業部長、宇部市北部総合支所長で構成しました。

選定結果ですが、当候補者は審査基準・審査項目に基づく得点374点が3団体の中で最も高く、また、基準点の300点を満たしております。

温泉施設と農産物直売所、農家レストラン、農業研修交流施設の4つの施設で構成される楠こもれびの郷には、楠地域の農林業振興と地域活性化、都市と農村の交流促進、地域農業の担い手育成などが期待されておりますが、これらの施設の設置目的を十分に理解し、施設を安定して運営・活用できる団体であること、それと現在も運営している安定性が評価されたというふうに思っております。

特に、農業体験や就農希望者に対する営農指導等の実績と、万農塾に隣接する農業体験・研修用農地や農業用ハウスも有しております、新規就農者の確保・育成により、地域農業の発展への寄与が期待できるとも評価されました。

以上の点から、指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

参考までに、審査基準や審査項目の採点表を資料として付けております。

次に、レジオネラ属菌の御報告をさせていただきます。

2月20日の閉院後ですが、2月8日採取の水質検査において、当該施設の1つである、くすくすの湯第1浴場の大浴槽から、基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されたと指定管理者から連絡があり、直ちにくすくすの湯の休館と、その時入っておられた入浴客に退場してもらうことを指示し、指定管理者は迅速に行動されました。

そして、現在も休館は続いております。

先ほど、部長も申し上げましたが、検出した後の指定管理者の対応は、マニュアルに定められた対応に対して迅速かつ正確なものでした。

また、宇部環境保健所や、洗浄消毒の専門業者の知見をお借りしながら、原因の究明を行っておりましたが、そのアドバイスを受けて絞り込みを行った結果、このたびの菌発生箇所を絞り込めたと考えておりますので、今後、明日ですが、機械室から各浴槽につながる7つの配管全てを、

専門家による消毒を実施します。

また、これから改善策についても検討しているところです。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） 何点か質問させていただきます。

今の温泉施設のレジオネラ属菌の検出についてですけれども、最初に検出されたのが、2022年の12月26日で7か所のうちの4か所から検出をされたということで、それ以降、2023年2月3日まで検出が続いているのです。

それを隠したまま、2023年10月2日に宇部環境保健所からの指摘があるまでは、内緒にしたまま営業を続けていたということなのですけれども、この2023年2月3日以降の菌が検出されなかつた時から2023年10月2日までの宇部環境保健所から指摘をされるまでの間と、いうのは、本当に菌が出ていなかつたのですか。

なぜ宇部環境保健所から指摘をされたのか、報道を見たのですけれども理由が出ていないのです。

宇部環境保健所は、レジオネラ属菌の検出をどのように知ったのですか。

執行部 宇部環境保健所は、年に1回ほど温浴施設の立入検査に入られます。

そのときに検査記録を見られて、レジオネラ属菌の検出を知られたということです。

そして、指示書の準備をされて、10月2日に我々に指示書を取りに来るようについて連絡がございました

委 員（荒川 憲幸 君） 2023年2月3日まで、その菌が検出されたという記録があつたわけですね、それ以降は。

執行部 2023年2月9日の水質検査において、レジオネラ属菌の検出はなかつたという記録も残っているのです。

委 員（荒川 憲幸 君） いやそれ以降、2月の何日かは分かりませんけれども、レジオネラ属菌の検出がなくなつて以降の10月までの間、8か月あるのです。

8か月間は、検査はしなかつたのですか。

執行部 検査はしており、全てクリアされたということです。

法定検査は年に1回なのです。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、これだけ菌が検出されていたわけです。

しかも、営業を再開してすぐにまた菌が検出されたのです。

やはり、かなり神経質になるべきではないのですか。

これをずっと、ほったらかしで宇部環境保健所からの指摘があるまで放っておいたということですね、施設管理者が。

それは本当に、適切な管理だったと言えますか。

執行部 今、荒川委員が言われるように、先ほど言われたところの管理の仕方が適切かと言われば、これは適切ではありません。

適切ではないので、このたび、改めて3月まで指定管理の期間がありましたので、マニュアルを確認して、研修をしてという形で、再開をさせていただいたところでございます。

ただ、今回の指定管理者を選ぶ際に、適切ではなかったところについては、前回の12月議会でも御説明させていただきましたように、本来でしたら現行の指定管理者というのは、それなりの加点等もあるわけですけれども、その加点の根拠となるそれまでの管理状況といったものの評価はゼロとさせていただいて、加点を全くしない状況で、このたび候補者を選定させていただいたというところでございます。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、加点ではなくて減点しないといけないのですよね。

そういう不手際があったということですね。

結構得点が高いですよね、管理能力。

なぜこんなに高い点になるのですか。

執行部 この管理能力の得点が高かった理由というのは、お示しをさせていただいている採点表によりまして、各項目をそれぞれ審査委員さんが審査をされて、点の積み上げでその点数になったということでございます。

そして、加点ではなく、そもそも減点しなければいけないのではないかということについて、加点するにしても減点するにしてもそれなりの根拠がいるのですけれども、このたび、これに関しましては、12月定例会後、指定管理者を管理する総務部のほうとも調整をさせていただきましたが、楠こもれびの郷には4つ機能があって、そのうち3つは適切に管理されているというところで、くすくすの湯の管理を0点とし、加点はしないという状況になりました。

以上でございます。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、加点はしないで、ほかの3つがよかったですからということではなくて、最悪なのですよ、内緒にして営業していたということなのですよね。

これ最悪の事態ですよ、そう思いませんか。

普通はありえないことなのですよ。

やってはいけないことをした、違法なことをしたわけですよ。

それが許されるのですか、ほかがよければいいということですか。

宇部市の管理能力も疑われますよ。

執行部 許されるか許されないかというところで言えば、やったことに対しては適切ではないと思っておりますので、そこについては再開に当たって施設も閉鎖をし、研修もし、新しい体制を目に見える形で示していただいたというところでございます。

これ以上の何か罰則のようなものはもう宇部市で判断するべきことではなく、山口県であるとか、相當に管理するところに、お任せするしかないと考えております。

以上でございます。

委 員（荒川 憲幸 君） 宇部市が指定した指定管理者が起こしたことなのですよ。

宇部市が管理する問題ではないということはないでしょう。

執行部 いや、宇部市が管理する問題ではないと言っているつもりはないのです。

当然、これは指定管理者でもありますし、施設の設置者でもある宇部市は、同じ当事者として関わっていくべきことだと思っています。

ただ、その指定管理者を選ぶに当たって、その罰則を設けるというところは、もうすでに再開に当たっての取組の中で、それなりの負担はしていただいたと考えております。

以上でございます。

委 員（荒川 憲幸 君） 新聞報道を見ると、その被害の届出はないということなのですが、ネット上にあるのです。

「レジオネラ属菌が検出されたことを隠して営業していた期間に、夫婦そろって温浴施設に行きました。そのあと、体調不良を起こしました。湯あたりでもしたのだろうかと思っていましたが、レジオネラ属菌による風邪症状であったかもしれない。」というネットの書き込みがあるのです。

それと、今年に入ってからも、くすくすの湯に行かれた方がおられて、調子が悪くなつたということですが、症状が出るのはすぐではないので、その因果関係を突き止めるのはなかなか難しいのです。

それで、問い合わせしたということです。

農業振興課のほうに聞いたところ、うちでは分からないので、直接楠こもれびの郷に聞いてくれという回答をされたということなのです。

体調不良を起こした方がそういうことを言われているのですが、記憶はないですか。

執行部 1件、女性からそのような内容の電話を受けたと報告を受けております。

委 員（荒川 憲幸 君） 体調不良の報告はないと報道されていますが、おかしくないですか。

執行部 ちょっとその報道を知りませんので、お答えしようがないのですが。

委 員（荒川 憲幸 君） 報道ではなく、宇部市としての報告の把握状況を聞いたのです。

体調不良を訴える報告はありませんということになっています。

宇都市では、体調不良に関してどういう認識ですか。

執行部 今、課長が申しましたように、その女性から体調不良を訴える電話が1件あったということは聞いております。

ただ、今はまだ因果関係がはっきりしておりませんので、このレジオネラ属菌が原因なのかどうかというところは、まだ定かではないと思っております。

以上です。

委 員（荒川 憲幸 君） 電話があったということを知っておられるのに、なぜ調べていないのですか、因果関係を分かるようにする必要があるのではないかですか。

先ほども言ったように、すぐには体調不良の症状が出ないのです。

その場ですぐに調子が悪くなつたとなればね、ここが原因だと分かれますけれども、二、三日して風邪症状が出て、どうなのだろうかと問合せをしたら、うちは分からんと言われたと、そのようなほつたらかしでいいのですか。

執行部 一応、窓口は楠こもれびの郷で一元化して受けていることから、そちらのほうにおつなぎをしました。

お名前も聞いておりまし、連絡先も分かっております。

そして、病院での受診と検査を当然勧めまして、健康被害との因果関係を調べてくださいということは、どちらの窓口でもお伝えしております。

委 員（荒川 憲幸 君） そういうふうに言われたとは聞いていません。

市で分からないから、楠こもれびの郷に電話をして聞いてくれと言われた、それしか聞いていません。

執行部 連絡のあった方がお金の話をされましたので、そのお金をどのようにお支払いするか、そういったところは楠こもれびの郷に聞いていただきたいというお答えはしたと聞いております。

以上です。

委 員（荒川 憲幸 君） どちらにしても、言った言わないの話にもなるのでこれ以上言いませんけれども、楠こもれびの郷自体の管理体制はどうかと思いますし、それを管理する宇都市の問題もあるということを指摘をしておきたいと思います。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

委 員（荒川 憲幸 君） 改めて、同じところにお任せしようということですけれども、私としては、管理能力があるとは言い難いということで反対いたします。

委員長（早野 敦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第44号宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（3）農業振興地域整備計画について、執行部から報告があった。

（4）成長産業推進協議会の今年度の取組について、執行部から報告があった。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第35号宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 都市政策部です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第35号宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件について御説明いたします。

このたびは、小串土地区画整理事業が完了したことに伴い、関連する宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程を廃止するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第35号宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件について御説明いたします。

議案集では、125ページに記載されております。

小串土地区画整理事業区域図を配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、区域図を御覧ください。

小串土地区画整理事業の事業区域を御説明しますと、右側青色の縦のラインが真締川、下側黒い色の横の破線がJR宇部線、中央下側にJR宇部新川駅が位置し、緑色で着色した区域が施工済みの事業区域、赤色で着色した区域が、令和5年12月に都市計画の変更を行い、事業区域から廃止した第7工区で、島1丁目及び島2丁目の一部に当たります。

小串土地区画整理事業は、昭和34年の都市計画決定以降、地元の調整がついた工区から整備を進めてきましたが、住民の反対等もあり、これまで事業未着手であった第7工区は60年以上にわたり事業が停滞していました。

この地区は道路幅員も狭く、公共下水道も未整備な区域が現在も残っております。

この地区の整備に当たり、地元関係者に整備手法に関する意向調査を実施したところ、長い期間を要する土地区画整理事業ではなく、短期間で環境改善が図られる整備手法を求める意見が多数でした。

これを受け、地元関係者と地区の課題解決に向けた説明会や勉強会で検討した結果、土地区画整理事業に変わり、道路の拡幅や下水道整備など、短期的な事業を進めることで概ね合意を得たことから、令和5年12月18日に都市計画法第21条第1項の規定に基づき、小串土地区画整理事業区域を変更し、第7工区、約7.6ヘクタールを廃止いたしました。

これにより、小串土地区画整理事業区域が全て施工済みとなったことから、土地区画整理法第53条第2項の規定に基づき、施行地区の工区分けや土地区画整理審議会の設置など、事業施行に関し必要な事項を条例として定めた、宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程を廃止するものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第35号宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第45号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第45号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について御説明します。

これは、旧山口井筒屋宇部店解体工事の請負変更契約締結について市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 中心市街地活性化推進課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第45号工事請負変更契約締結の件について、御説明いたします。

議案書では、151ページを御覧ください。

それでは、説明します。

変更請負金額は、7億7,335万8,300円で、当初の6億9,300万円から8,035万8,300円の増額となっています。

工事名は、旧山口井筒屋宇部店解体工事、工事場所は、宇部市常盤町1丁目地内、工事の概要是、百貨店棟、銀行棟、立体駐車場棟の3棟を解体するもので、構造延床面積は記載のとおりでございます。

では、152ページを御覧ください。

合計の延べ床面積は、1万8,487.81平米となっています。

契約の相手方は、日立建設・ループ共同企業体です。

変更の理由につきましては、立体駐車場棟の解体に係る施工ヤードの精査に当たり、解体工法を地上解体から一部階上解体へ変更したほか、設計調査時には確認できませんでしたアスベスト含有建材が新たに検出されたことによる、アスベスト除去作業及びその処分費等の追加に伴いまして、工事請負金額を増額変更するものでございます。

なお、これらの変更に伴いまして、工期を令和6年3月29日から令和6年10月15日まで延伸をいたします。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。林委員。

委員（林 豊廣君） 1つ教えてもらいたいのですけれども、アスベストが除去工事を始めて分かったのですか。

それとも、これは工事の点検をしたけれども、そこから抜けていたということなのですか。

執行部 アスベストの把握のことについての御質問でございます。

まず、全て調査実施いたしまして、各階の床材にアスベスト含有建材があることは把握しておりました。

しかしながら、解体する過程で床シートを剥がしたところ、アスベスト含有をした床材が二重、三重に貼られていたということが新たに分かりまして、その数量を増額させていただいたという形になります。

以上になります。

委員（林 豊廣 君） それは、こういう百貨店には、設計あるいは建設の図面が残っていれば、当然分かるものなのではないですか。

執行部 お答えいたします。

こちらは、まず民間の建物で、民間の設計図を基にこういう調査をさせていただいたというところがまず前提にございまして、図面も古いというところもありまして、確認ができる所と現地で新たに発見できるという所がございまして、このたびのような解体中に分かったという形になっております。

以上になります。

委員（林 豊廣 君） 分かりました。

どうもありがとうございます。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第45号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第36号宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改

正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第36号宇都市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第36号宇都市空家等対策の推進に関する条例中一部改正につきまして、御説明させていただきます。

議案集では127ページから129ページになります。

このたびの条例改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等が新たに定義されたため、これを追加するとともに、法改正に伴う条ずれの補正と実情に合わせた整備を行うものです。

資料1を御覧ください。

新旧対照表に解説を記載したものとなります。

1ページ目を御覧ください。

まず、第3条は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を空家へ、第4条第2項は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を適切な管理が行われていない空家等へ、実情に合わせ対象を拡大するものです。

次に第5条の青線部分は、新たに管理不全空家等を追加するもので、これにより、特定空家等と同様に、空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができます。

次のページを御覧ください。

第9条の青線部分も新たに管理不全空家等を追加するもので、これにより、特定空家等と同様に、警察署などの関係機関に必要な協力を求めることができます。

最後に、第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第9条の赤丸部分は、法改正による条ずれの補正となります。

次に、資料2を御覧ください。

管理不全空家等について簡単に御説明させていただきます。

法改正前に問題となっている空き家は、ピンクで示した法に基づき指導ができる特定空家と、水色で示した条例に基づき指導ができる管理が不十分な空き家の2種類でしたが、改正後は、オレンジで示した、そのまま放置すれば特定空家等となる可能性のある空き家を新たに管理不全空

家と位置付け、法により指導や勧告ができるよう規定されたものです。

挿し絵からイメージしていただくと分かりやすいと思いますが、空き家が発生し、管理が不十分な空き家はどんどん損傷が進みます。

そのうち、窓や壁が破損するなど、そのまま放置すると特定空家等になる恐れがある状態のものが管理不全空家、さらに、そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態のものが特定空家となります。

なお、管理不全空家や特定空家として勧告を受けた場合は、固定資産税等の軽減措置が受けられなくなります。

以上をもちまして、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。林委員。

委員（林 豊廣君） この法に関しては別に問題ないと思うのですけれども、今の管理不全空家が増えているということは認識されていると思うのですけれども、住民からの相談窓口は、どこにどのようにすればいいのか、それを皆さんに周知徹底していただければと思います。

それと、これから台風シーズンになりますので、トタンだとか、そういうものが飛ぶ所があるので、そのあたりもしっかり周知徹底していただきたいと思うのですけれども、既に相談窓口があれば教えていただきたいと思います。

執行部 宇部市の空き家の相談といいますのは、空き家110番、今も変わらずございます。

そちらのほう連絡をしていただければ、空き家の相談を受けております。

結果、空き家の相談で行ってみて、この、このたびの管理不全空家に該当するかどうかというのはその次になりますので、ぜひ空き家の御相談につきましては空き家110番のほうへ御連絡いただければと思っております。

以上です。

委員（林 豊廣君） ありがとうございます。

委員長（早野 敦君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第36号宇都市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第37号宇都市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第37号宇都市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明いたします。

これは、宇都市営住宅条例について、中央町の借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第37号宇都市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明いたします。

議案集では、131ページから133ページになります。

初めに、133ページの宇都市営住宅条例の別表第3条関係、新旧対照表を御覧ください。

中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅及び中央町第五借上住宅が、令和6年度中に借上期間が満了するため、宇都市営住宅条例の別表からそれぞれの項を削るものであります。

本日、お手元に配付させていただいております資料1を御覧ください。

本市では、民間の賃貸住宅を借り上げ、市営住宅として管理しております。

借上期間は、20年間を期限として契約しており、それぞれの期間満了日については、資料1の表のとおりとなっております。

資料中、青色で着色した、1番の中央町借上住宅から7番の東本町第三借上住宅までは、既に所有者への返還が完了しております。

黄色で着色した、8番の中央町第三借上住宅、9番の中央町第四借上住宅、10番の中央町第五借上住宅までが、このたび、宇都市営住宅条例の別表から削る対象住宅となります。

なお、施行日につきましては、議案集132ページの付則に記載しておりますとおり、中央町第三借上住宅の項を削る件を令和6年5月1日から、中央町第四借上住宅の項を削る期限を令和6年9月1日から、中央町第五借上住宅の項を削る件を令和7年1月5日からとしております。

以上をもちまして、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） この資料の表を見ると、既に返還が完了したものと今後の返還も含めて、全部で228戸あるのですが、これらの代替措置というか新しい市営住宅に関しての、これに代わるものとの準備というのはあるのですか。

執行部 今、市営住宅の募集入居状況からいきますと、実際に入居率が85%という状況、これすいません令和3年4月1日現在の数値になりますけれども、85%ということで、実際には市営住宅とすれば、現在充足しているという状況にはなっておりま

以上です。

委 員（荒川 憲幸 君） 充足しているとはいえ、かなり古い団地も含めての話で、やはり文化的な生活を営む権利があるわけで、あまりにもひどい所はやはり希望者がいないという状況になっているかと思うのです。

そういう意味では、新しい所は、かなりの競争率が、倍率が高いと思うのですが、その辺はいかがですか。

執行部 もちろん新しく建て替わった見初などは、やはり人気があり、募集倍率は高くなっています。これは実際に起きております。

ただ近年ですけれども、やはり建物もそうですけれども、地域性、利便性の高いところを望まれ、買物が近いほうが良いとか、そういうこともありますので、一概に全ての人が新しい所というわけではなく、やはりそのエリアから生活の利便性を求められる方も増えているという状況が起きているということは確認しております。

委 員（荒川 憲幸 君） どちらにしても、228戸がなくなるということになってくるので、既に返還された所の人たちはどこか別の所に移っておられるし、今返還予定の所は60戸ですけれども、この人もどこか別の所を探さなくてはいけないということになってくるのですが、そういう人に対しての、市の対応はどのようにどうなっていますか。

執行部 はい、他の市営住宅に住み替えていただく方、そして、民間のほうに替わられる方というのが現実としてはあります。

その方々には、移転の補償として移転補償料を支払って、引っ越しはしていただいているということで、実際には約8割から9割の方が別の市営住宅へ住み替えをされるといった状況になっております。

残りの方は民間の住宅、そしてこれを機に施設へ入られるというようなケースも実際にあります。

す。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。荒川委員。

委長（荒川 憲幸 君） 宇部市営住宅条例には、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅を設置することになっています。

もともとその借上住宅という制度ができた時に、宇部市が始めた時に、20年という期限を切っての借上住宅というのは好ましくないという指摘をさせていただいたと思うのですけれども、やはり今の質疑の中でも言いましたけれども、全部で228戸がなくなるが、それに代わるものは準備されていない、充足率は今足りているという判断をされているということなのですけれども、やはり倍率の高い所もあるということで、新たな住宅の建設等も含めて対応するべきだったのではないかということで、今回の件については反対いたします。

委員長（早野 敦 君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第37号宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第46号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第46号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

これは、恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、よろしくお願ひします。

初めに、ファイルの確認をさせていただきます。

議案集のほか、議案第46号説明資料（指定管理）になります。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第46号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

議案集の153ページを御覧ください。

施設の名称は、恩田運動公園。

位置は、宇都市恩田町4丁目。

指定管理者の候補は、恩田スポーツパーク整備事業の受託者と本市が、令和5年6月30日に締結した基本協定に基づき、宇都市体育協会と美津濃株式会社との共同事業体である、宇都市体育協会グループを選定しています。

指定する期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

ここで資料、議案第46号説明資料を御覧ください。

恩田スポーツパーク事業では、維持管理期間を令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間とし、現在、施設の整備工事を行っています。

施設整備は、令和5年度から令和6年度に実施され、進捗に合わせ、段階的に共用開始を予定しており、本議案では、資料中、赤字で表示しております令和6年度から利用可能な体育施設の指定管理期間に合わせ、都市公園部分の指定管理期間を1年間とするものです。

なお、令和7年度からは、赤字青字全ての施設が利用可能となることから、残り14年間を指定管理期間とする予定としています。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委 長（荒川 憲幸 君） ちょっと確認なのですけれども、今、指定管理者に関しては、文教民生委員会で施設の指定管理の議案が出されていますよね。

今回の議案は、産業建設委員会は公園部分ということで、提案としては同じところが指定管理者候補として挙がっているわけですけれども、どちらかが否決された場合、どうなりますか。

執行部 どちらかが否決されたということになれば、再度双方の指定管理、また別ということになるので、何が原因で否決されたかということになろうかと思いますので、そこについては、否決されたのであれば、別々の契約ということになろうかなと思います。

委 長（荒川 憲幸 君） 公園部分と施設の部分を別々のところが管理するということもあ

り得るということですよね。

執行部 公園管理につきましては、基本的に体育施設の利用状況であったりとか、イベントであったりとか、そういうしたものと大きく連携もしてきますので、可能な限りというか、体育施設の指定管理者に合わせて、指定管理をしております。

委 長（荒川 憲幸 君） そうではなくて、もしも万が一否決をされた場合に、その別々のところが管理するということもあり得るということですね。

執行部 はい、そういうふうになる可能性もあると思います。

委 長（荒川 憲幸 君） 先ほど少し言われましたけれども、イベント時にかなりの台数の車の乗り入れが想定されるという時に、公園の中にまで車を入れていますよね。

それが、同じ指定管理者であれば、問題なくその受け入れというか、判断できるかと思うのですけれども、別々の管理になれば、施設の指定管理者が、公園の指定管理者にお伺いを立てるという話になってくると思うのですが、公園の管理をしている場合は、管理者を判断できないですね。

どこまで乗り入れを許可するのかとなった時の、最終的な判断というのはどこがやるのですか。

執行部 公園管理に関しては公園緑地課が公園管理者であるということなので、これは最終的には公園管理者が判断します。

委 長（荒川 憲幸 君） そうなると、宇都市で判断をするということになるということですね。

例えば、今は全く同じなので、特に支障は出てないのですけれども、やはり公園を管理する一番責任ある宇都市として、その公園の中に車が乗り入れることに関しては、宇都市もやはり責任持ってそれを把握しないといけないし、調整しないといけないと思うのですが、その辺の考え方はいかがですか。

執行部 行為の決定の範疇になろうかと思います。

安全を配慮した公園利用と、公園利用者、施設、イベント等、体育施設利用者、観客だけではなく公園利用者の安全性も配慮した公園利用というところをお願いしているところです。

委 長（荒川 憲幸 君） 今、たまたま同じところが指定管理をしているので、イベントを開催する時に、公園内の車の乗り入れについても自分で判断して、ここまでいいですよということです、駐車場以外の所に、公園内の通路にまで車の乗り入れをしているわけです。

やはり公園を利用する方にとっては、非常にそれが危険だと、邪魔になるという意見も出ているのです。

そこを、きちんと管理者の宇都市として関与していただきたいということなのですが、いかがですか。

執行部 全体が施設整備をされて、駐車台数等も確保されるとは思いますが、しっかり指定管

理者と連携して、公園利用者の利便性の低下、安全性の低下にならないように、しっかりと協議なり管理監督をしていきたいと思います。

委長（荒川 憲幸 君） 同じ指定管理者になったとしても、そこはきちんと宇都市としてやっていただきたいと要望します。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第46号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第38号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 土木建設部です。よろしくお願いします。

それでは、議案集の135ページになります。

それでは、議案第38号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の規定を改正する必要があるため、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いします。

執行部 それでは、議案第38号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明いたします。

これは、宇都市下水道事業の設置等に関する条例、宇都市水道事業の設置等に関する条例及び宇都市交通事業の設置等に関する条例について、条文中に用いております地方公営企業法第34条において準用する、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じたことから、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第39号宇都市水道条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第39号宇都市水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、令和6年4月1日から水道行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることから宇都市水道条例の字句の整理を行うものです。

詳細につきましては、総務企画課長から説明をさせます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

執行部 総務企画課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号宇都市水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定により、現在、厚生労働省が所管する水道整備・管理行政のうち、水質又は衛生に関する事務に関しては環境省へ、水質又は衛生に関する事務以外の事務については国土交通省へ移管され、関係する水道法の一部が改正されることから、水道法を引用する宇都市水道条例の整備を行うものです。

簡単ではございますが、以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号宇都市水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めてます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第40号宇都市営旅客自動車運送条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めてます。

執行部 議案第40号宇都市営旅客自動車運送条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

今回の議案は、道路運送法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

執行部 交通事業課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、概要について御説明いたします。

今回の条例改正は、条文中に用いている運輸省令である、道路運送法施行規則の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じたことから所要の整備を行うものです。

改正の内容としては2点あります。

まず、第1点目として、地域の実情に応じた地域公共交通の形態、運行ルート、運行回数、運賃などを関係者が議論し、合意形成を図る場である地域公共交通会議について、これまで第9条の2に規定されていたものが新たに第4条第2項に規定されることになりました。

次に、第2点目として、その地域公共交通会議の構成員について、これまで第9条の3第1項に規定されていたものが新たに第4条の2第1項に規定されることになりました。

これらの改正により、宇部市営旅客自動車運送条例中の関係条項である、第18条第1項第6号を整備するものです。

最後に、この条例の施行日は公布の日からとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議のほどよろしくお願ひいたします

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第40号宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第50号損害賠償の額を定める件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第50号損害賠償の額を定める件について御説明を申し上げます。

今回の議案は、令和3年9月15日、市内上町の市道において発生した路線バスによる人身事故に係る案件ですが、被害者の方は残念ながら令和4年12月2日にお亡くなりになられております。

改めて、事故の被害者及びその御家族に心からお悔やみとお詫びを申し上げますとともに、市の公営交通事業者として、信頼を損なうような事態を起こしましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

交通局は、この重大事故を過去のものとして風化させないために、引き続き職員の安全意識の向上に努めるとともに、安心安全な運行に最善を尽くして参ります。

失礼します。ここで着座させていただきます。

それでは詳細につきましては、課長のほうから説明させていただきます。

執行部 交通事業課です。

それでは、事故の概要から、別添資料にて御説明させていただきます。

発生状況としては、令和3年9月15日8時50分頃、JR宇部新川駅バスロータリー進入口の信号機のない横断歩道にて、ローソン側からJR宇部新川駅方面に歩いておられた事故当時84歳の被害者に気づくのが遅れ、衝突し、障害を負わせました。

被害者の状況ですが、意識のない状態で市内の病院へ搬送され、そのまま入院となり、生命維持のみの治療継続となっていましたが、事故から1年3か月後の令和4年12月2日入院先の病院でお亡くなりになられました。

亡くなられた被害者は、市内に身内がおらず、県外にいらっしゃるごきょうだいが法定相続人となります。

次に事故後の経緯ですが、ごきょうだいのお一人とは、事故後から連絡をさせていただいておりましたので、被害者が亡くなられた後からすぐに、代理人の弁護士と示談に向けての交渉を開始させていただきました。

一方、もう一人のごきょうだいについては、当初、所在が不明であり連絡が取れない状況でした。

その後、令和5年3月になって、連絡が取れていたごきょうだいの代理人弁護士により居所が判明したところですが、本人との意思疎通が難しい状況にあったため直接交渉ができず、成年後見人の選任を待って、ようやく令和5年11月に成年後見人に選任された弁護士と示談交渉を開始し、令和6年2月、法定相続人の代理人2名が示談内容に応諾されるに至りました。

損害賠償の額としては、議案の3にお示ししておりますように、4,227万2,368円となっております。

その内訳として、生存中の障害に係る損害としては、治療費、入院雑費、慰謝料などがありますが、医療機関にかかった治療費の1,277万258円が主なもので、障害に係る損害賠償額は合わせて1,749万6,121円となります。

また、死亡による損害としては、逸失利益、慰謝料、葬儀費がありますが、遺族に支払われる慰謝料の2,000万円が主なもので、死亡に係る損害賠償額は合わせて2,477万6,247円となり、損害賠償額の総額は、先ほど申しました、4,227万2,368円となります。

亡くなられた被害者への支払額は、生存中の治療費や入院雑費等で1,309万9,121円となっており、そのほか、死亡後に支払われる慰謝料などは、法定相続人であるごきょうだいへお支払いすることとなります。

最後になりますが、今回の損害賠償に係る支払額に対しましては、全額自賠責保険及び交通局の任意保険会社となる、全国市有物件災害共済会の保険対象となっており、補填される予定であ

るため、実質交通局の費用負担はございません。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願ひいたします

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第50号損害賠償の額を定める件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長（早野 敦君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

―― 午前11時38分閉会 ――

令和6年3月7日

産業建設委員会委員長 早野 敦